

中間貸借対照表

(資産の部)

(単位 百万円)

	平成17年9月期 (平成17年9月30日現在)	平成18年9月期 (平成18年9月30日現在)	平成18年3月期 (平成18年3月31日現在)
現金預け金	39,892	51,367	55,308
コールローン	9,105	62,219	36,412
買入金銭債権	10,034	21,541	21,308
商品有価証券	633	721	340
金銭の信託	14,179	12,994	13,796
有価証券	1,523,295	1,372,718	1,426,020
貸出金	2,300,154	2,416,042	2,388,924
外国為替	4,010	4,890	5,272
その他資産	20,860	15,783	22,489
動産不動産	64,484	-	63,878
有形固定資産	-	61,324	-
無形固定資産	-	6,368	-
繰延税金資産	-	-	-
支払承諾見返	52,498	52,771	53,745
貸倒引当金	18,331	15,031	17,317
投資損失引当金	12	-	2
資産の部合計	4,020,805	4,063,712	4,070,175

(負債の部及び資本の部 / 純資産の部)

(単位 百万円)

	平成17年9月期 (平成17年9月30日現在)	平成18年9月期 (平成18年9月30日現在)	平成18年3月期 (平成18年3月31日現在)
預金	3,447,547	3,490,351	3,505,228
譲渡性預金	136,550	120,051	122,177
コールマネー	31,506	24,169	3,759
債券貸借取引受入担保金	35,675	31,139	40,188
借入金	32,000	32,000	32,000
外国為替	61	104	93
その他負債	25,692	29,177	29,757
退職給付引当金	7,850	6,289	8,021
その他の偶発損失引当金	0	-	-
繰延税金負債	2,517	14,319	14,983
再評価に係る繰延税金負債	13,858	12,923	13,619
支払承諾	52,498	52,771	53,745
負債の部合計	3,785,758	3,813,297	3,823,573
資本金	33,076	-	33,076
資本剰余金	23,942	-	23,942
資本準備金	23,942	-	23,942
利益剰余金	122,958	-	125,440
利益準備金	7,184	-	7,317
任意積立金	106,634	-	106,634
中間(当期)未処分利益	9,139	-	11,488
土地再評価差額金	14,222	-	13,870
その他有価証券評価差額金	41,234	-	50,741
自己株式	387	-	470
資本の部合計	235,047	-	246,602
負債及び資本の部合計	4,020,805	-	4,070,175
資本金	-	33,076	-
資本剰余金	-	23,944	-
資本準備金	-	23,942	-
その他資本剰余金	-	2	-
利益剰余金	-	130,242	-
利益準備金	-	7,482	-
その他利益剰余金	-	122,760	-
配当準備金	-	2	-
退職慰労積立金	-	720	-
固定資産圧縮積立金	-	78	-
別途積立金	-	114,532	-
繰越利益剰余金	-	7,425	-
自己株式	-	526	-
株主資本合計	-	186,738	-
その他有価証券評価差額金	-	50,613	-
繰延ヘッジ損益	-	219	-
土地再評価差額金	-	12,843	-
評価・換算差額等合計	-	63,676	-
純資産の部合計	-	250,414	-
負債及び純資産の部合計	-	4,063,712	-

中間損益計算書

(単位 百万円)

	平成17年9月期	平成18年9月期	平成18年3月期
	(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)	(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)	(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)
経常収益	42,136	42,981	83,602
資金運用収益	32,086	32,207	66,450
(うち貸出金利息)	(20,766)	(21,307)	(41,597)
(うち有価証券利息配当金)	(11,110)	(10,547)	(24,395)
役員取引等収益	5,525	6,204	11,462
その他業務収益	1,650	1,328	1,307
その他経常収益	2,874	3,241	4,381
経常費用	32,652	35,158	64,943
資金調達費用	2,846	3,682	6,182
(うち預金利息)	(1,171)	(1,943)	(2,476)
役員取引等費用	1,731	1,883	3,571
その他業務費用	3,691	3,449	7,746
営業経費	22,662	22,606	44,096
その他経常費用	1,720	3,535	3,346
経常利益	9,483	7,822	18,659
特別利益	4,522	1,931	6,641
特別損失	2,973	2,307	3,915
税引前中間(当期)純利益	11,033	7,446	21,384
法人税、住民税及び事業税	2,332	4,264	4,117
法人税等調整額	1,492	1,422	7,266
中間(当期)純利益	7,208	4,604	10,000
前期繰越利益	1,427		1,427
土地再評価差額金取崩額	502		854
中間配当額			661
中間配当に伴う利益準備金積立額			132
中間(当期)末処分利益	9,139		11,488

証券取引法第193条の2の規定に基づき、平成17年9月期の中間財務諸表及び平成18年3月期の財務諸表は中央青山監査法人の監査証明を、平成18年9月期の中間財務諸表はみすず監査法人ならびに山口監査法人の監査証明を受けております。なお、中央青山監査法人は平成18年9月1日より、法人名称を「みすず監査法人」に変更しております。

中間株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)

(単位 百万円)

	株主資本											評価・換算差額等				純資産 合計		
	資本剰余金				利益剰余金							自己 株式	株主 資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益		土地 再評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計
	資本金	資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金					利益 剰余金 合計							
					配当 準備金	退職慰労 積立金	固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金									
平成18年3月31日残高	33,076	23,942		23,942	7,317	2	720	78	105,832	11,488	125,440	470	181,990	50,741		13,870	64,612	246,602
中間会計期間中の変動額																		
剰余金の配当(注)					165				959	793			793					793
別途積立金(注)								8,700	8,700									
役員賞与(注)									35	35			35					35
中間純利益									4,604	4,604			4,604					4,604
自己株式の取得												62	62					62
自己株式の処分			2	2								6	8					8
土地再評価差額金の取崩									1,026	1,026			1,026			1,026	1,026	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)														127	219		91	91
中間会計期間中の変動額合計			2	2	165				8,700	4,063	4,802	56	4,747	127	219	1,026	935	3,812
平成18年9月30日残高	33,076	23,942	2	23,944	7,482	2	720	78	114,532	7,425	130,242	526	186,738	50,613	219	12,843	63,676	250,414

(注)平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項
〔平成18年9月期〕

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) 「買入金銭債権」中の信託受益権の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年
動産 3年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

- 5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は27,116百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務

その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理数理計算上の差異

各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生年の翌事業年度から損益処理

- 6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建て資産・負債及び海外支店勘定は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 7. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 8. ヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建て金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建て取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建て金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建て金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。

なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。

- 9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。

当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は250,195百万円であります。

なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。

表示方法の変更

(中間貸借対照表関係)

「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から下記のとおり表示を変更しております。

(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「配当準備金」「退職慰労積立金」「固定資産圧縮積立金」「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。

(2) 「純額で繰延ヘッジ利益として」「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。

(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

注記事項

〔平成18年9月期〕

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式(及び出資)総額 2,127百万円
2. 使用貸借又は貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の社債に1百万円含まれております。

3. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,383百万円、延滞債権額は21,089百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は2,097百万円であります。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は38,277百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は62,848百万円あります。
なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 貸出債権証券化(以下「CLO」という。なお、CLOはCollateralized Loan Obligationの略)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当中間会計期間期末残高は16,230百万円あります。なお、当行はCLOの劣後受益権2,811百万円を継続保有し、貸出金中の証券貸付に計上しております。

8. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。に)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は36,323百万円あります。

9. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 136,782百万円

担保資産に対応する債務

預金 2,603百万円

債券貸借取引受入担保金 31,139百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券61,543百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は946百万円あります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。

10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、779,661百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が771,884百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他の相違の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 45,031百万円
12. 有形固定資産の圧縮記帳額 4,168百万円
(当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)
13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金32,000百万円が含まれております。
14. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参照する等合理的な調整を行って算出。

(中間損益計算書関係)

1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。
建物・動産 / 1,063百万円 その他 / 855百万円
2. その他経常費用には、貸出金償却2,662百万円及び株式等償却60百万円を含んでおります。
3. 特別利益は、貸倒引当金戻入益1,532百万円、償却債権取立益398百万円あります。
4. 特別損失は、固定資産処分損46百万円、減損損失2,261百万円あります。
5. 当中間会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。
(減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)

(イ) 滋賀県内

主な用途 / 営業用資産2カ所 種類 / 土地・建物・動産 減損損失額 / 85百万円

(ロ) 滋賀県外

主な用途 / 営業用資産1カ所 種類 / 土地・建物・動産 減損損失額 / 2,176百万円

上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(資産グループの概要及びグルーピングの方法)

(イ) 資産グループの概要

遊休資産 店舗・社宅跡地等

営業用資産 営業の用に供する資産

共用資産 銀行全体に関連する資産(本部、事務センター、寮社宅等)

(ロ) グルーピングの方法

遊休資産 各々が独立した資産としてグルーピング

営業用資産 原則、営業店単位

ただし、母店との相互補充関係が強い出張所は母店と一緒にグルーピング

共用資産 銀行全体を一体としてグルーピング

(回収可能価額)

当中間会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高

い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて、それぞれ算定しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

自己株式	当中間会計期間				摘要
	前事業年度末	当中間会計期間	当中間会計期間	当中間会計期間	
	株式数	増加株式数	減少株式数	未株式数	
普通株式	864	80	11	933	(注)
合計	864	80	11	933	

(注) 当中間会計期間中の増加は単元未満株式の買取りによる増加、当中間会計期間中の減少は単元未満株式の買増請求による減少であります。

(リース取引関係)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び当中間会計期間末残高相当額

取得価額相当額(注)

動産 / 784百万円 その他 / 百万円 合計 / 784百万円

減価償却累計額相当額

動産 / 350百万円 その他 / 百万円 合計 / 350百万円

減損損失累計額相当額

動産 / 百万円 その他 / 百万円 合計 / 百万円

中間会計期間末残高相当額

動産 / 433百万円 その他 / 百万円 合計 / 433百万円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

2. 未経過リース料中間会計期間末残高相当額(注)

1年内 152百万円

1年超 281百万円

合計 433百万円

(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

3. リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 百万円

4. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

支払リース料 76百万円

リース資産減損勘定の取崩額 百万円

減価償却費相当額 76百万円

減損損失 百万円

5. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。